

パートナーネットワーク約款

「パートナーネットワーク約款」（以下「本約款」という）は、LINE ヤフー株式会社（以下「LINE ヤフー」という）と、本メディア（第 1 条第 3 号にて定義）への本件広告（第 1 条第 6 号にて定義）の掲載（以下「本件広告掲載」という）を申し込んだ者（以下「パートナー」という）との間で適用される。

第 1 条（用語の定義）

本約款に定める語句の定義は以下のとおりとする。

- (1) 「付帯条件」とは、適用が必要な場合、パートナーごとに LINE ヤフーが別途提示する、本契約（第 2 条第 2 項にて定義）の付帯条件をいう。なお、本約款と付帯条件の定めに齟齬がある場合、付帯条件の定めが優先されるものとする。
- (2) 「本サービス」とは、検索広告、ディスプレイ広告等の広告商品によって構成される LINE ヤフー広告その他の広告配信サービス（第三者の広告配信サービスを含む）をいう。
- (3) 「本メディア」とは、パートナーが管理するウェブサイトまたはアプリケーションその他のメディアのうち、パートナーが本契約に基づき本件広告を掲載するウェブサイトまたはアプリケーションその他のメディアとして LINE ヤフーが承諾するものをいう。
- (4) 「ユーザー」とは、法人、個人を問わずインターネットその他の通信手段または電磁媒体を利用する者をいう。なお、ユーザーが閲覧、使用する際の端末機器は問わない。
- (5) 「広告主等」とは、本サービスに広告を出稿し、または配信する者（広告代理店、DSP 事業者を含む）、または広告代理店を通じて本サービスに広告を出稿し、または配信する者をいう。
- (6) 「本件広告」とは、本サービスによって配信される、広告主等より入稿されたテキスト、画像、動画および URL などから構成される広告をいう。ただし、当該広告からリンクされるウェブページは含まない。
- (7) 「本件ツール」とは、LINE ヤフーがパートナーに対して提供する、パートナーが本メディアにおける本件広告の配信実績等のうち LINE ヤフーが指定する情報を閲覧することができるツールその他の LINE ヤフーが別途指定するツールをいう。

第 2 条（本契約の成立）

1. パートナーは、別途 LINE ヤフーのウェブサイトから、または LINE ヤフーから別途指示がある場合は当該指示に基づき、所定の申込画面より必要事項を記入し、本約款および付帯条件に同意して本件広告掲載を申し込むものとする。
2. 前項に定める本件広告掲載の申込みに対して、LINE ヤフーが承諾した時点で、本約款および付帯条件ならびに LINE ヤフーが別途提示する規約・ガイドライン等に定める内容で、パートナーおよび LINE ヤフー間のパートナーネットワークに関する契約（以下「本契約」という）が成立する。
3. パートナーは、第 1 項の申込画面により申し込む者が、申込者として本契約を締結する権限を有することを LINE ヤフーに保証するものとする。
4. LINE ヤフーがパートナーによる本件広告掲載について設定を完了し、パートナーが本件広告掲載を開始できる状態になったことをもって、第 2 項に定める LINE ヤフーの承諾がなされたものとする。

第 3 条（本件広告の掲載準備）

1. パートナーは、LINE ヤフーが別途指定する仕様、方法により、本件広告が本メディアに掲載されるよう、LINE ヤフーの指定する措置を実施しなければならない。
2. パートナーは、LINE ヤフーが把握している本メディアの正誤を、本件ツールまたは LINE ヤフーがパートナーに発行する配信実績レポートで確認するものとし、本メディアの内容に誤りがある場合には、LINE ヤフーに通知するものとする。
3. 本件広告を掲載する本メディア内の位置は、別途パートナーおよび LINE ヤフーの協議により決定するものとする。当該掲載位置を変更する場合も同様とする。
4. パートナーは、適用される法令等への対応に必要な場合その他別途 LINE ヤフーが認める場合を除き本サービスによって配信される特定の広告を排除することはできないものとする。なお、LINE ヤフーは、パートナーから、特定の広告について、本メディアへの配信停止の希望を受けた場合、配信停止の可否等についてパートナーと協議する。

第 4 条（本件ツール）

1. LINE ヤフーは、LINE ヤフーの裁量により、パートナーに対して本件ツールを提供するものとする。LINE ヤフーがパートナーに対して本件ツールを提供する場合、LINE ヤフーは、パートナーに対して、本件ツールを本契約に定める条件に従い、その提供時において保有する状態で非独占的に、本メディアにおける本件広告の配信に関する管理、確認を行う目的その他の LINE ヤフーが指定する目的でのみ使用することを許諾する。ただし、パートナーは、本件広告の配信実績等のうち一部については本件ツール上で

閲覧できない場合があることをあらかじめ承諾し、この場合の配信に関する管理、確認方法については、LINE ヤフーの指示に従うものとする。

2. パートナーは、本件ツールについて、バグ等の不具合の修正、改良等の実施を行う義務が LINE ヤフーにないことを承諾する。
3. LINE ヤフーは必要に応じて、いつでも本件ツールの全部または一部の提供を停止することができる。
4. LINE ヤフーは、前項に定める本件ツールの提供の停止に伴い発生したパートナーの損害について、一切免責される。
5. LINE ヤフーは、自己の判断に基づき、本件ツールの機能の追加その他の仕様の変更を行うことができる。
6. パートナーは、LINE ヤフーの定める使用方法および使用目的以外で、本件ツールを使用してはならない。
7. パートナーは、本件ツールをリバースエンジニアリングしてはならず、また本件ツールを改変、変更するなど、本件ツールに含まれる知的財産権その他の一切の権利を侵害する行為をしてはならない。
8. LINE ヤフーが本件ツールを通じてパートナーに開示した情報は、パートナーが善良な管理者の注意義務をもって管理するものとする。当該情報がパートナーの責に帰すべき事由により漏洩するなどしてパートナーが損害を被った場合であっても、LINE ヤフーは一切責任を負わないものとする。
9. パートナーは、本件ツールの利用に関して LINE ヤフーが別途定める利用規約、ガイドライン、その他の規定を遵守するものとする。

第5条（対価および報告）

1. LINE ヤフーは、パートナーに対し、本契約に基づく本件広告掲載のための本メディアの利用の対価（税別。以下「媒体利用料」という）を支払うものとする。媒体利用料は、本メディアに表示された本件広告の有効なクリック、本メディアに表示された本件広告の有効なインプレッション、有効なコンバージョンその他の本件広告の種類、性質、内容等によって定められる本件広告に関連する有効なイベントに基づいて発生し、LINE ヤフーによって決定されるものとする。ただし、本項に定める LINE ヤフーの支払いは、パートナーが、媒体利用料の支払の対象となる期間の始期から支払が行われる日まで、本約款その他本契約において適用されるすべての契約条件を遵守していると LINE ヤフーが判断した場合に限り行うものとする。
2. 以下の金額は、LINE ヤフーは媒体利用料の決定の際、パートナーに対する支払の基礎には含まれない。

- (a) LINE ヤフーが広告主等に対して本サービスに関連して課金したアカウント管理費（アドミニストレーションフィー）および広告代理店に支払う代理店手数料
 - (b) 未回収金額（媒体利用料を決定する対象期間中に回収できなかった金額）、クレジット・カード手数料、LINE ヤフーが広告主等に支払う返戻金および LINE ヤフーへの送金の際に控除される手数料ならびに当該送金に利用する銀行口座の利用料金として LINE ヤフーが金融機関に支払う金額
 - (c) 本件広告の配信のために LINE ヤフーが用いる第三者のシステム利用料等、本サービスの提供または運営にあたり、LINE ヤフーが第三者に支払う費用
3. 媒体利用料の発生しない無効なイベントには、広告費を欺瞞的に詐取することを目的とした行為や広告費を不当に横取りと評価する行為に基づくものであって以下のものを含むが、無効なイベントがこれらに限定されるものではない。LINE ヤフーは、LINE ヤフーの不正検知技術および独自の基準（以下、これらを総称して「不正判定ロジック」という）に基づき無効なイベントを判断するものとする。
- (a) 無効なクリック、無効なインプレッション、無効なコンバージョンその他不正または不当な手段により生成または達成されたイベント（ボット、メタスパイダー、マクロプログラムなどにより自動化され人為的に生成または達成されたイベントを含むがこれに限られない）
 - (b) ユーザーに対する金銭の支払い、依頼、勧奨、強制、強要その他の手段により促され、またはユーザーをその意図によらずに誘導し、遷移させもしくは閲覧させることにより、生成もしくは達成されたクリック、インプレッション、コンバージョンその他のイベント
 - (c) ブラウザの JavaScript を無効にしているユーザーその他 LINE ヤフーによる本件広告の配信の管理または測定を不能にし、または改ざんしているユーザーに対して配信された本件広告に関して生成または達成されたクリック、インプレッション、コンバージョンその他のイベント
 - (d) 本約款に従わない本メディアに掲載された本件広告に関して生成または達成されたクリック、インプレッション、コンバージョンその他のイベント
 - (e) 上記 (a) ないし (d) に定めるイベントを大量に惹起するなど不正または不当な手段により、故意に無効なイベントを生成または達成せしめたことが推測、示唆される場合の全てのクリック、インプレッション、コンバージョンその他のイベント
4. LINE ヤフーは、第 1 項に定める媒体利用料を、毎月末日で締切り、当該締切日が属する月の翌々月末日までに別途パートナーの指定する銀行口座へ振込むことにより支払うものとする。振込手数料は LINE ヤフーの負担とする。
5. LINE ヤフーは、当月の締切日までの本件広告の掲載実績に関する明細を、締切日より

15 営業日以内に、パートナーが閲覧する本件ツール上に表示する方法その他 LINE ヤフー所定の方法により、パートナーに対して報告する。なお、パートナーは、パートナーが閲覧する本件ツール上に随時表示される明細の数値（広告売上の金額を含む）は、本項第一文で報告するものを除き、当該閲覧時点の概算の数値であり、当該概算の数値が正確な数値であることを LINE ヤフーが一切保証しないことを確認する。

6. 媒体利用料の支払にかかる適正性・正当性・合理性に疑義が生じた場合（媒体利用料の決定の根拠に無効なイベントが存在するまたはその可能性が高いと LINE ヤフーが判断した場合などを含む）、LINE ヤフーは、媒体利用料の支払を留保することができるものとする。
7. 媒体利用料の支払後に、媒体利用料の決定の根拠に無効なイベントが存在すると LINE ヤフーが判断した場合および本条第 2 項に定める金額が考慮されていたと判明した場合、LINE ヤフーは、これらを理由に決定された金額（以下「控除対象額」という）を、次に支払時期が到来する媒体利用料から、控除することにより清算することができるものとする。なお、控除対象額が次に支払時期が到来する媒体利用料の金額を超過する場合または超過することが明らかな場合、LINE ヤフーは、控除対象額の全部または実際に超過することとなる額について、媒体利用料の支払時期か否かにかかわらず、パートナーにその返金を請求することができるものとし、パートナーは、これを速やかに LINE ヤフーに支払うものとする。
8. LINE ヤフーおよびパートナーは、第 16 条に定める契約期間を超えて本件広告が本メディアに掲載された場合、当該部分については本条の媒体利用料の支払対象とはならず、LINE ヤフーがパートナーに対し当該部分の媒体利用料の支払義務を負わないことを確認する。

第 6 条（無効なイベントに関する特記事項）

1. LINE ヤフーが無効なイベントを判断する場合（LINE ヤフーが、前条第 6 項に基づき媒体利用料の支払留保、または同条第 7 項に基づき媒体利用料の控除もしくは返金請求を行う場合を含む。）、LINE ヤフーは、無効なイベントの判断根拠となる不正判定ロジックの開示、および、無効なイベントの内容、性質、件数その他無効なイベントに係る事実の証明を要しないものとする。ただし、LINE ヤフーは、無効なイベントの内容、性質、件数その他無効なイベントに係る事実の判断を信義に従い誠実に行うものとし、パートナーが要請した場合には当該判断に関する事項について、第 3 項に定める不正判定ロジックの非開示の趣旨に照らして可能な範囲で誠実に説明を行うものとする。

2. 前項に定める場合において、パートナーが LINE ヤフーに対して、無効なイベントの不存在を説明および証明したときは、LINE ヤフーは当該イベントに基づいて発生する媒体利用料をパートナーに対して支払う（パートナーに対する返金請求の中止を含む）ものとする。
3. パートナーおよび LINE ヤフーは、不正判定ロジックが LINE ヤフーの重要な営業秘密を構成するものであり、また、これがパートナーを含む第三者に開示されることにより不正判定ロジックを回避する新たな不正行為の手法の開発を助長するおそれがある性質のものであるため、これをパートナーおよび第三者に開示することができないことを理解している。パートナーと LINE ヤフーは、このような理解に基づき第 1 項の規定が合理的な規定であることを確認する。

第 7 条（パートナーの責任等）

1. パートナーは、自らの費用と責任をもって、本メディアの運営、管理および提供（更新などを含む）を行うものとし、本メディアの品質の向上に努めるものとする。
2. パートナーは、本サービスの実装にあたり、次の各号に定める事項を遵守するものとする。
 - (1) LINE ヤフーが本サービスを適切に運営し、広告リクエストや本件広告へのクリックを評価、解析するために、LINE ヤフーの要請する情報を提供すること
 - (2) 本メディアから本件広告のリンク先となるウェブページ等へのトラフィックの質が低下しないよう、LINE ヤフーに協力すること
 - (3) 広告主等を含む第三者からの本メディアに関するクレームに起因して、LINE ヤフーから指示があった場合、当該 LINE ヤフーの指示に従い、直ちに本件広告の掲載場所、本メディアの内容、もしくは、本サービスの実装方法を変更し、または本サービスの実装を中止すること
 - (4) LINE ヤフーが別途指定する場合を除き、本メディアに以下の事項を表示すること
 - ① LINE ヤフーが指定するプライバシーポリシーおよびオプトアウトページへのリンク
 - ② LINE ヤフーが指定する方法により、LINE ヤフーおよび広告配信事業者（LINE ヤフーとの間で締結した、本メディアへの広告の掲載に関する契約（契約書の名称は問わない）に基づき本メディアへの広告の掲載を行う者をいう。以下同じ。）が本件広告を配信し、かつ本サービスの適切な運営のために必要な情報（本メディア上の配信情報、ログ情報、クッキー情報、ウェブビーコン等を含む）を取得し、LINE ヤフーおよび広告配信事業者のプライバシーポリシーに基づき使用する旨の記載

- ③ 広告主等の第三者が本件広告を介して、本メディア上の配信情報、ログ情報、クッキー情報、ウェブビーコン等の情報を取得し、当該第三者のプライバシーポリシーに基づき使用する旨の記載
 - ④ LINE ヤフーの指定するオープンソースライセンスに関する表記
 - (5) 本サービスの実装に必要な設定を本メディア内の LINE ヤフーの指定する個所でのみ貼り付ける等 LINE ヤフーがパートナーに提示する仕様その他の技術面における指示を遵守すること
 - (6) LINE ヤフーが定める本件広告の配信基準、本メディアの審査基準等、LINE ヤフーが本サービスに関して定める各種ガイドラインに違反しないこと
 - (7) 個人情報保護法その他の法令を遵守し、第三者の個人情報、プライバシー、人格権等を不当に侵害しないこと。また、これに関する LINE ヤフーの指示を遵守すること。
3. パートナーは、本メディアについて、次の各号に定める事項を保証するものとする。
- (1) パートナーが本契約に基づき本件広告を掲載する権利を有している、または当該権利の許諾を受けていること
 - (2) 第三者の知的財産権その他一切の権利を侵害していないこと
 - (3) 法令に違反または違反するおそれがある内容を含まないこと
 - (4) 他人のプライバシーを侵害する内容および公序良俗に反する内容を含まないこと
 - (5) 日本以外の国に在住するユーザーを主たる対象とした内容としないこと
4. パートナーは、本メディアにおいて、次の各号に定める行為を行ってはならない。
- (1) ユーザーに認識させることなく、またはユーザーの意図に反する方法で広告リクエストの送付や本件広告のクリックを行わせること（ユーザーの他の行為から自動的に広告リクエストを送出したたり、クリックを生成したりする場合を含む）
 - (2) ユーザーに対して他の利益を提供することによって広告リクエストを送出したたり、クリックを行うよう促したりすること
 - (3) アダルトサイト、違法サイト、その他 LINE ヤフーが不適切と判断するメディアサイトとリンクすること
 - (4) 本サービスの広告リクエストまたはユーザーが入力したクエリー（ユーザーが検索サービスを利用するためにウェブサイトやアプリケーション上の検索ボックス、アドレスバーなどに入力した単語もしくは語句または同等の目的のためにユーザーのクリックにより要求される本検索サービスのシステムへのリクエスト（検索結果ページ上などにある「次ページへのリンク」がクリックされることにより発生するリクエストを含む））を改変、追加したり、削除したりすること

- (5) 本件広告の表示を妨害したり、削除したりすること（ポップアップウィンドウ、拡張ボタンまたは拡張バナー等の設定を含む）
- (6) ユーザーの事前の明示の同意なく、ユーザーのコンピューターにプログラムを自動的にインストールすること
- (7) 本件広告が掲載された本メディアにユーザーを恣意的に誘導しクリックさせる等の目的でトラフィックを購入する行為
- (8) 本メディアから本件広告のリンク先となるウェブページ等へのトラフィックの質を低下させる行為または本サービスの趣旨に反する行為
- (9) 本件広告の構成、順序、内容などを変更または削除すること
- (10) 本サービスの利用に関して LINE ヤフーが指定する表示を削除、変更すること
- (11) 本サービスの稼動を阻害する一切の行為（関連するソフトウェアの変更、リバースエンジニアリング等を含む）を行うこと
- (12) 本件広告をキャッシュすること
- (13) 本メディア以外のウェブサイトもしくはアプリケーション等に本件広告を掲載し、またはこれらから広告リクエストを送出すること

第 8 条（配信情報等）

1. パートナーは、LINE ヤフーまたは広告配信事業者が本件広告を配信し、かつ本サービスの適切な運営のために必要な情報（本メディア上の配信情報、ログ情報、クッキー情報、ウェブビーコン等を含む）を、取得、使用、保管する（LINE ヤフーの委託先が行う場合を含む）ことを承諾するものとする。
2. LINE ヤフーまたは広告配信事業者が前項に基づき取得した一切の情報にかかる著作権その他の権利は、LINE ヤフーまたは広告配信事業者に帰属するものとする。
3. パートナーは、LINE ヤフーまたは広告配信事業者が第 1 項に基づき情報を取得するにあたり、本メディア上に LINE ヤフーが指定する実装を設定するものとする。
4. パートナーは、広告主等の第三者が本件広告を介して、本メディア上の配信情報、ログ情報、クッキー情報、ウェブビーコン等の情報を取得、使用、保管する（当該第三者の委託先が行う場合を含む）ことを承諾する。
5. パートナーは、パートナーが本サービス利用の際に LINE ヤフーに提供した情報、本メディアに関する情報および第 1 項で取得した配信情報等を、LINE ヤフーが広告主等に開示することを承諾するものとする。

第 9 条（LINE ヤフーの保証等）

1. LINE ヤフーは、パートナーに対し、定期的な保守・点検やシステムの更新等による合理的な休止時間を除き、本件広告が適切に配信されることおよび本サービスに関する不具合の修正、改良、改善等を行うことについて商業上合理的な努力をする。ただし、本項の規定は、LINE ヤフーがパートナーからのすべての広告リクエストに対し、必ず本件広告を配信することを保証するものではない。
2. LINE ヤフーは、本サービス（本件ツール、各種資料、情報等を含む）について、パートナーの想定している目的に適合していること、バグや中断等の不具合のないこと、媒体利用料がパートナーの想定している金額を達成することその他のパートナーの要求に応えるものであることを一切保証しないものとする。
3. LINE ヤフーは、LINE ヤフーの本件広告からリンクされる第三者（広告主等を含む）のメディアサイトについて何ら保証しないものとする。
4. LINE ヤフーは、本件広告（その内容および表示する端末機器やブラウザへの対応などの技術的側面、ならびに広告主等の情報等を含む）について、広告主等の責任で提供されるものであることから、何ら保証しないものとし、本件広告の真実性、合法性、安全性、適切性、有効性、最新性、正確性、掲載期限等について何ら保証しないものとする。

第10条（補償）

1. LINE ヤフーは、本サービス（本メディアにかかわり、または起因する部分は除く）に起因し、または LINE ヤフーによる本契約の違反に起因して、パートナーまたは LINE ヤフーが広告主等やその他の第三者からクレーム（損害賠償の請求、使用差止の請求など内容の如何を問わず、また訴訟の係属の有無を問わない）を受けた場合、LINE ヤフーの責任と費用でこれを解決し、パートナーにいかなる迷惑も及ぼさず、またパートナーが被った損害（弁護士費用を含む）を補償する。ただし、当該請求が、パートナーの責に帰すべき事由による場合はこの限りでない。
2. パートナーは、本メディアに起因し、またはパートナーによる本契約の違反に起因して、パートナーまたは LINE ヤフーが広告主等やその他の第三者からクレーム（損害賠償の請求、使用差止の請求など内容の如何を問わず、また訴訟の係属の有無を問わない）を受けた場合、パートナーの責任と費用でこれを解決し、LINE ヤフーにいかなる迷惑も及ぼさず、また LINE ヤフーが被った損害（弁護士費用を含む）を補償する。ただし、当該請求が、LINE ヤフーの責に帰すべき事由による場合はこの限りでない。

第11条（LINE ヤフーの責任の範囲）

1. 本契約に関連して LINE ヤフーがパートナーに対して負担する補償額の合計は、本契約に基づき LINE ヤフーがパートナーに対して直前の 6 か月間に支払った媒体利用料の総額を上限とする。
2. 前項の定めにかかわらず、LINE ヤフーは、パートナーに対して、特別の事情によって生じた損害、逸失利益、パートナーにおいて代替サービスを取得するために要した費用またはパートナーのデータの喪失に伴う損害については一切責任を負わないものとする（事前にかかる損害が発生するおそれがある旨パートナーから通知されていた場合でも同様とする）。

第 12 条（権利譲渡）

パートナーおよび LINE ヤフーは、相手方の事前の書面による承諾を得ない限り、本契約より生ずる権利義務の全部または一部を第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。

第 13 条（秘密保持義務）

1. パートナーおよび LINE ヤフーは、本契約を通じて知り得た相手方の営業秘密（不正競争防止法第 2 条第 6 項に定めるものをいう）であって、開示にあたり相手方が秘密である旨を明示した情報（以下「秘密情報」という）を、本契約の有効期間中および本契約終了後 3 年間厳に秘密として保持し、相手方の書面による事前の承諾なしに第三者に開示、提供、漏洩し、また本契約の履行以外の目的に使用してはならない。ただし、法令上の強制力を伴う開示請求が公的機関よりなされた場合は、その請求に応じる限りにおいて、開示者への速やかな通知を行うことを条件として開示することができる。
2. 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する情報は、秘密情報に当たらないものとする。
 - (1) 開示の時点で既に被開示者が保有していた情報
 - (2) 秘密情報によらず被開示者が独自に生成した情報
 - (3) 開示の時点で公知の情報
 - (4) 開示後に被開示者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報
3. パートナーおよび LINE ヤフーは、相手方から開示を受けた秘密情報を、本契約の履行のために必要な範囲に限り、自己の役員および従業員に開示することができるほか、弁護士または税理士などの職務上守秘義務を負う第三者に対して開示することができる。ただし、第三者に情報を開示する当事者は、当該第三者に本契約と同等の秘密保持義務を課し、これを遵守させなければならず、また当該第三者による秘密情報の取扱について開示者に対し一切の責任を負う。

第 14 条（中途解約）

パートナーまたは LINE ヤフーは、3 か月前までに書面で通知することにより、本契約の全部または一部を解約することができる。

第 15 条（解除および通知義務）

1. パートナーまたは LINE ヤフーが次の各号の一に該当する場合には、パートナーまたは LINE ヤフーは、該当者に対する何らの通知、催告なしに直ちに本契約の全部または一部につき、その履行を停止し、または契約を解除もしくは解約して、それによって生じた損害の賠償を該当者に請求することができるものとする。
 - (1) 本契約に定める義務の全部または一部に違反し、他の当事者からの是正を求める通知を受けたにもかかわらず、当該違反行為を是正しなかったとき
 - (2) 財産または信用状態の悪化等により差押え、仮差押え、仮処分、強制執行もしくは競売の申し立てがあったとき、または租税公課を滞納し督促を受けたとき
 - (3) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他の法的倒産手続開始の申し立てがあったとき、または解散（法令に基づく解散を含む）、清算もしくは私的整理の手続に入ったとき
 - (4) 資本減少、事業の廃止、休止、変更または事業の全部もしくは一部の譲渡の決議をしたとき
 - (5) 手形または小切手を不渡とし、その他支払不能または支払停止となったとき
 - (6) 監督官庁から営業停止または営業免許もしくは営業登録の取消の処分を受けたとき
 - (7) 主要な株主または経営陣の変更がなされ、他の当事者によって本契約を継続することを不相当と判断されたとき
 - (8) 当事者、当事者の特別利害関係者（役員、その配偶者および二親等内の血族、これらの者により議決権の過半数が所有されている会社ならびに関係会社およびその役員をいう。以下同じ）、当事者の重要な使用人、主要な株主もしくは取引先等が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団およびこれらに準じるものをいう。以下同じ）であることが判明したとき、または当事者、その特別利害関係者、その重要な使用人、主要な株主もしくは取引先等と反社会的勢力との関与が明らかになったとき
2. LINE ヤフーは、次の各号の一に該当する事態が生じた場合には、何らの通知または催告なく、パートナーに対して債務不履行責任、損害賠償責任等の一切の法的責任を負うことなく配信の全部または一部を停止し、または契約を解除もしくは解約して、それによって生じた損害の賠償をパートナーに請求することができるものとする。

- (1) パートナーが第 7 条の規定に違反したとき
 - (2) 本メディアにおいて、悪意をもったユーザーやプログラム、ボットなどによる、不自然かつ不適切な閲覧、情報送信、クリックなどが著しく発生したとき
 - (3) 不適切な本件広告への誘導（人為的にクリックや閲覧の動機付けを行うことを含む）などによる錯誤のクリックが著しく発生したとき
 - (4) LINE ヤフーが過去に本契約を解除したパートナーであると判断したとき
 - (5) 前四号に定めるほか、LINE ヤフーの定める配信基準などに照らし、本メディアの内容が不適切である、またはこれらからのトラフィックの質が著しく低下している（本件広告の内容に興味がないユーザーや悪意をもったユーザーなどを誘導する割合が増加している場合を含む）、一定期間本件広告の掲載が無い場合など本件広告を配信することが適切でないと LINE ヤフーが判断したとき
3. パートナーは、前項第 1 号乃至第 3 号のいずれかに該当する事実が生じたことを認識したときは、速やかに LINE ヤフーに通知しなければならない。
 4. パートナーまたは LINE ヤフーが第 1 項各号または第 2 項各号の一に該当する場合には、該当事者の相手方に対するすべての債務（本契約による債務に限定されない）は、当然に期限の利益を失い、該当事者は直ちに債務全額を現金にて相手方に支払う。

第 16 条（契約期間）

1. 本契約の有効期間は、本契約成立日から、翌年 3 月末日までとする。ただし、期間満りの 3 か月前までに、いずれかの当事者より期間満了日をもって本契約を終了する旨の書面による通知がなされない限り本契約は自動的に 3 か月間更新するものとし、以後も同様とする。
2. 本契約の終了時に未履行の債務がある場合には、なお、当該債務の履行が完了するまで本契約が適用される。
3. 本契約終了後といえども、第 7 条（パートナーの責任等）、第 8 条（配信情報等）、第 9 条（LINE ヤフーの保証等）、第 10 条（補償）、第 11 条（LINE ヤフーの責任の範囲）、第 12 条（権利譲渡）、第 15 条（解除および通知義務）第 4 項、本条（契約期間）第 2 項および本項、第 21 条（合意管轄）ならびに第 22 条（準拠法）の規定については有効に存続する。ただし、第 7 条については、本契約終了後においてなお、本契約有効期間中に配信された本件広告の掲載が継続されている間に限る。また、第 13 条（秘密保持義務）については、同条の定めに従い存続する。

第 17 条（本約款の変更）

1. LINE ヤフーが必要と判断した場合には、パートナーにあらかじめ通知することなく、いつでも本件ツール上その他のLINE ヤフーの指定するウェブページ上での表示をもって、本約款を変更することができるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、本約款の変更がパートナーに重大な不利益を与えるとLINE ヤフーが判断した場合には、LINE ヤフーはパートナーに対してあらかじめ相当期間前に通知するものとする。当該変更内容の通知後、パートナーが約款改定日の前日をもって本契約を終了する旨の通知をLINE ヤフーの別途定める期間内に行わなかった場合には、パートナーは、本約款の変更に同意したものとみなす。

第 18 条（付帯条件の変更）

LINE ヤフーは、LINE ヤフーが別途指定する方法でパートナーの事前の承諾を得て、付帯条件の内容を変更することができるものとする。

第 19 条（分離可能性）

本契約のいずれかの条項の全部または一部が違法、無効または執行不可能とされたとしても、他の条項の適法性、有効性または強制可能性に何らの影響も及ぼさない。

第 20 条（協議）

本契約に定めのない事項および本契約の解釈について疑義が生じた場合には、パートナーおよびLINE ヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

第 21 条（合意管轄）

本契約に関する訴訟については、訴額に応じ、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 22 条（準拠法）

本契約の成立、効力、履行および解釈については日本法に準拠する。

2016年11月24日 制定
2017年6月30日 改定
2018年5月31日 改定
2020年2月17日 改定
2023年10月1日改定